

参議院大蔵委員会會議録第三号

昭和三十一年二月十六日(木曜日)午前
十時四十五分開会

委員の異動

本日委員菊田七平君、片柳眞吉君及び
小林政夫君辞任につき、その補欠とし
て吉田篤次君、後藤文夫君及び岸良一
君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 岡崎 眞一君
理事 大矢半次郎君
山本 米治君
岡 三郎君
土田国太郎君

委員

青木 一男君
青柳 秀夫君
井村 徳二君
木内 四郎君
白井 勇君
吉米地義三君
西川甚五郎君
藤野 繁雄君
吉田 萬次君
岸 良一君
前田 久吉君

政府委員

大蔵政務次官 山手 満男君
大蔵省主計局長 宮川新一郎君

事務局側

常任委員 木村常次郎君
専門委員

説明員

大蔵省大臣官房文書課長 谷村 裕君

本日の會議に付した案件

○國際金融公社への加盟に伴う措置に
關する法律案(内閣送付、予備審査)
○昭和二十八年、昭和二十九年、昭和三十
一年度における國債整理基金に充てるべき資
金の繰入れの特例に關する法律案(内閣送付、予
備審査)

○漁船再保險特別會計における給付保
險の再保險事業について生じた損失をうめるた
めの一般會計からの繰入金に關する法律案(内
閣送付、予備審査)

○補助金等の臨時特例等に関する法律
案(内閣送付、予備審査)
○租税特別措置法等の一部を改正する
法律案(内閣送付、予備審査)

○關稅定率法の一部を改正する法律の
一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
○交付税及び譲与税配付金特別會計法
の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審
査)

○農林水産物資金融通特別會計法の一
部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
○製造たばこの定価の決定又は改定に
關する法律の一部を改正する法律案(内閣送
付、予備審査)

○日本国有鐵道に対する政府貸付金の
償還期限の延期に関する法律の一部を改正す
る法律案(内閣提出、衆議院送付)

○大蔵省關係法令の整理に関する法律
案(内閣提出、衆議院送付)
○在外公館等借入金返済の準備に關
する法律を廃止する法律案(内閣提出)

○委員長(岡崎眞一君) これより委員
會を開会いたします。

○委員(大矢半次郎君) 本日は、國際金融公
社への加盟に伴う措置に關する法律案(予備審
査)、昭和二十八年、昭和二十九年、昭和三十
一年度における國債整理基金に充てるべき資
金の繰入れの特例に關する法律案(予備審
査)、

○委員(青木一男君) 漁船再保險特別會計に
おける給付保險の再保險事業について生じた
損失をうめるための一般會計からの繰入金に
關する法律案(予備審査)、

○委員(青柳秀夫君) 補助金等の臨時特例等
に関する法律案(予備審査)、

○委員(井村徳二君) 租税特別措置法等の一
部を改正する法律案(予備審査)、

○委員(木内四郎君) 關稅定率法の一部を改
正する法律案(予備審査)、

○委員(白井勇君) 交付税及び譲与税配付金
特別會計法の一部を改正する法律案(予備審
査)、

○委員(吉米地義三君) 農林水産物資金
融通特別會計法の一部を改正する法律案(予
備審査)、

○委員(西川甚五郎君) 製造たばこの定
価の決定又は改定に関する法律の一部を改正
する法律案(予備審査)、

○委員(藤野繁雄君) 日本国有鐵道に対
する政府貸付金の償還期限の延期に関する
法律案(予備審査)、

○委員(吉田萬次君) 以上八案を便宜一括
いたしまして、政府より提案の理由の説明を
お願いいたします。

○委員(岸良一君) 以上八案を便宜一括
いたしまして、政府より提案の理由の説明を
お願いいたします。

○委員(前田久吉君) 以上八案を便宜一括
いたしまして、政府より提案の理由の説明を
お願いいたします。

○委員(山手満男君) 以上八案を便宜一括
いたしまして、政府より提案の理由の説明を
お願いいたします。

○委員(宮川新一郎君) 以上八案を便宜
一括いたしまして、政府より提案の理由の説
明をお願いいたします。

○政府委員(山手満男君) ただいま議
題となりました國際金融公社への加盟
に伴う措置に關する法律案外七法律案
につきまして、その提案の理由を御説
明申し上げます。

最初に國際金融公社への加盟に伴う
措置に關する法律案について申し上げます。

この法律案は、別途御審議を仰ぐこ
とになっております國際金融公社協定
に基づきまして、わが國が同公社に加盟
をいたしますにつき必要な措置を規定
することを目的とするものであります。

その概要を申し上げますと、國際金
融公社協定により、わが國の出資額は
二百七十六万九千九百六十ドルと定め
られておりますので、政府が同公社に対
して、これに見合う九億九千九百六十
四万円に相当する合衆國ドルを限度と
して出資できることとし、あわせて、同
協定に基づき、國際金融公社が保有する
本邦通貨その他の資産の寄託所として
日本銀行を指定するとともに、同公社
に關する事務を大蔵省為替局の所掌事
務とするため大蔵省設置法を改正しよ
うとするものであります。

次に昭和二十八年、昭和二十九年
度及び昭和三十一年度における國債整理
基金に充てるべき資金の繰入れの特例に
關する法律の一部を改正する法律案に
つきまして提案の理由を御説明申し上げ
ます。

昭和二十八年から昭和三十一年度ま
での間におきましては、國債の償還に
あてての資金の繰り入れの特例と
いたしまして、國債の元金償還にあて
るため一般會計から國債整理基金特別
會計に繰り入れられべき金額は、財政法
第六条の規定による前年度の歳入歳出
の決算上の剰余金の二分の一相当額に
とどめ、國債整理基金特別會計法第二
条第二項の規定による前年度首國債總
額の一万分の百十六の三分の一相当額
の繰り入れは、これを要しないことと
するものと、日本国有鐵道及び日本
電信電話公社が日本国有鐵道法施行法
第九條又は日本電信電話公社法施行法
第八條の規定により政府に対し負う債
務の償還元利金は、國債整理基金特別
會計に受け入れ、当該金額について一
般會計から償還資金の繰入れがあつた
ものとみなす特別の措置が講ぜられた
のであります。昭和三十一年度におき
まして、財政の現況にかんがみ、か
つ、経理の簡素化をはかるため、前年
度と同様の特例措置を講ずることとい
たしたのであります。

次に漁船再保險特別會計における給
付保險の再保險事業について生じた損
失をうめるための一般會計からの繰入
金に關する法律案につきまして、その
提案の理由を御説明申し上げます。

漁船乗組員給付保險法の規定によ
り、漁船の乗組員の抑留を保險事故と
する給付保險につきまして、昭和二十
九年度において保險事故が異常に発生
いたしましたので、それに伴う損失を
埋めるため、先に一般會計からこの會
計の給付保險勘定に繰入金いたしました

のでありますが、なお約二百萬円の損失が残り、また昭和三十一年度におきましても、引き続き保険事故が異常に発生いたしましたので、昭和三十年四月一日から本年二月末日までの間にさらに約六千五百萬円の損失が生ずると見込まれることとなつたのであります。そこで今回、これらの損失を埋めるために、昭和三十一年度におきまして、一般会計から、六千三百五十萬円を限度として、この会計の給与勘定に繰り入れることができることとしようとするのであります。

次に、補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして提案の理由を御説明申し上げます。

政府は、国の財政の健全化等の目的から、補助金等の整理につきまして、昭和二十九年年度以降予算において所要の措置を講ずるとともに、法的措置を講ずる必要があるものについては、「補助金等の臨時特例等に関する法律」により所要の措置を講じてきたのであります。

政府といたしましては、昭和三十一年度予算の編成に当り、補助金等の整理につき検討の結果、同法の対象となつた補助金等につきましては、昭和三十一年度におきましても、引き続き同様の措置をとることを妥当と考え、これがため右特例法の有効期限を昭和三十一年三月三十一日まで延長するため本案を提出した次第であります。

次に、租税特別措置法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案は、租税特別措置法、有価証券取引税法及び登録税法について、それぞれその一部を改正しようとするものであります。

以下、改正の内容について簡単に御説明申し上げます。

第一に、租税特別措置法につきましては、法人の支出する交際費等については、法人の支出する交際費等について損金不算入措置を拡大し、航空機の燃料用の揮発油に対する揮発油税及び地方道路税の免税期間を延長し、その他規定の整備を図るための改正を行おうとするものであります。

法人の支出する交際費の一部を損金に算入しない措置は、昭和二十九年の税制改正におきまして、法人の交際費等の償費を抑制し、資本蓄積の促進をはかることを目的として設けられたものであります。法人の昭和二十九年四月一日から昭和三十一年三月三十一日までの間に開始する各事業年度において支出した交際費、接待費、機密費等の金額が、基準年度の交際費等の支出額の七割に相当する金額又は当該事業年度の取引金額に一定の割合を乗じて算出した金額のうちいずれか多額の金額をこえる場合に、その超過額の二分の一相当額を損金に算入しないこととしております。今回の改正は、その超過額の全額を損金に算入しないこととし、これによって生ずる法人税の増収額は、別途御審議を願っております。所得税法の一部を改正する法律案による給与所得者の所得税軽減の財源の一部に充てようとするものであります。

次に、航空機の燃料用の揮発油については、航空事業育成等の見地から本年三月三十一日まで揮発油税及び地方道路税が免除されているのであります。が、今後なおこの免税措置を継続する

必要があると認められますので、昭和三十一年三月三十一日までその免税期間を延長することとしておりますのであります。

第二に有価証券取引税法につきましては、公債、社債及び貸付信託の受益証券の譲渡にかかる有価証券取引税の税率を引き下げるための改正を行うこととしております。公債、社債等の譲渡にかかる有価証券取引税は、現在証券業者を譲渡者とするものについては、その譲渡価額の万分の三、その他の者を譲渡者とするものについては、その譲渡価額の万分の七の税率により課することとなつております。公債、社債等の公債流通市場の再開も予定されますので、この際、公債等の譲渡に係る有価証券取引税の税率について再検討を加え、これをそれぞれ万分の一及び万分の三に引き下げるものとしております。

最後に、登録税法につき規定の整備を行い、長期信用銀行法により発行される債券で償還期限が三年をこえるものの登録税について、軽減税率を適用するための改正を行うこととしております。すなわち、社債の払込については登録税は、その償還期限が三年をこえるものについては、払込金額の千分の四の税率で課せられるのであります。が、興業債券、勸業債券等については、その債券の性質に顧み千分の三の税率となつていたのであります。しかし、戦後の金融制度の改正により、戦前興業債券、勸業債券等が果しては機能は長期信用銀行債券によつて果されることとなり、償還期限五年の長期信用銀行債券が発行されるにいたり、長期信用銀行

法による債券で償還期限が三年をこえるものについて千分の三の軽減税率を適用することとしております。

次に、関税定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につきまして提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案は、昭和二十九年に制定されました関税定率法の一部を改正する法律の附則の規定による関税の暫定の減免措置につきまして、原子力研究用の物品を新たに免税品に追加するとともに、従来免税されていた物品の一部について軽減税率により課税することとし、その他昭和三十一年三月三十一日に減免の期限が到来するものについて、その期限を延長すること等を目的とするものであります。

以下、改正の内容について簡単に御説明申し上げます。

まず、原子力の研究につきまして、その必要性にかんがみ、国が特定の研究に対して補助金を交付することになつております事情等を考慮いたしまして、政令で定める原子力の研究の用に供される物品に對しましては、関税を免除することとしておりますのであります。

次に、給食用の乾燥脱脂ミルクにつきましては、従来、小学校もしくは盲学校等の小学部または保育所の児童の給食の用に供されるものに限り、関税を免除してゐるものでありますが、別途御審議を願う予定であります。学校給食法の改正におきましては、学校給食の範囲を中学校及び盲学校等の中学部にまで拡大することになっておりますので、これに伴つて、これらの中学校等の生徒の給食の用に供されるものにつ

いても、関税を免除することとしてゐるのであります。

また、主として輸出向けの繊維製品の染色用として使用されるビグメント、レジンカラーベース及びそのエキステンダーにつきましては、従来関税を免除してゐたのでありますが、最近輸入品とはほぼ同品質のもの国内生産が可能となつてきた事情にかんがみ、国内生産の保護育成と輸出産業の助長との調和を考へまして、この際基本税率の半額の税率による関税を課することとしてゐるのであります。

その他、昭和三十一年三月三十一日以前に減免の期限が切れる重要機械類等につきましては、最近の事情にかんがみまして、その免税または減免の期限を一年間延長することとしてゐるのであります。なお、このうち大豆につきましては、国産大豆との関係もありまして、別途昭和三十一年度における輸入方式の確定をまつて適宜の措置をとり得ることとするため、と

りあえず、一年以内で政令で定める日まで免税を続けることができるようにしてゐるのであります。

次に交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案につきまして提案の理由を御説明申し上げます。

政府におきましては、地方財政の現況にかんがみ、地方公共団体の財源を増強するため、地方交付税の総額を、現行の所得税、法人税及び酒税収入額の百分の二十二から百分の二十五に引き上げることとして、今国会に地方交付税法の一部を改正する法律案を提案いたしましたのであります。この改正に対応いたしましたので、交付税及び

譲与税配付金特別会計法におきましては、毎会計年度、地方交付税として一般会計からこの会計に繰り入れるべき金額として、当該年度における所得税、法人税及び酒税の収入見込み額の百分の二十二に相当する金額と定められておりますものにつきまして、その率を百分の二十五に改めることとしたものでございます。

また、政府におきましては、同じく地方財政の現況にかんがみまして、入場譲与税として都道府県に譲与する金額を現行の入場税収入額の十分の九といたしまして、入場譲与税法の一部を改正する法律案を今国会に提出いたして、交付税及び譲与税配付金特別会計法におきまして、毎会計年度、入場税収入額の十分の一相当額をこの特別会計から一般会計へ繰り入れる制度を廃止することとしたのであります。

次に余剰農産物資金融通特別会計法の一部を改正する法律案につきましては、昭和三十二年における第一次の農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に基いて借り入れる資金の受け入れ、この会計が行う同年度における貸付との間の時間的なズレを調節するため、昭和三十一年度におきましては、臨時的な措置といたしまして、この会計において支払い上現金に不足があるときは、この会計の負担において一時借入金を行うことができ、引き続き第二次の農産物に関する日本国とアメ

リカ合衆国との間の協定につきまして、先般調印を了し、本国会に提出いたしまして承認をお願いすることにしております。

これに伴いまして、昭和三十一年度以降に借り入れる資金につきまして、その受け入れの時期とこの会計において貸付を必要とする時期との間に同様の時間的なズレを生ずることが予想されます。

従つて、昭和三十一年度以降におきましても、その間の資金繰りを容易にするため、この会計の貸付を円滑にするため、この会計の支払い上現金に不足があるときは、この会計の負担において一時借入金を行うことができることとしたのであります。

以上、国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律案は七法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げました。

何とぞ御審議の上すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(岡崎眞一君) たいだいま説明を聴取いたしました八法律案につきましての補足説明及び質疑は次回に譲ることとしたしたいと思います。

つきましては、ただいまの八法律案につきまして何か資料の御要求がございましたら、この際にお願ひいたします。

○土田国太郎君 特別措置の改正に関する資料を……

○委員長(岡崎眞一君) それじゃそれを出してもらいます。

日付をもちまして、委員の菊田七平君、片柳眞吉君、小林政夫君が辞任されまして、その補欠といたしまして、吉田萬次君、後藤文夫君、岸良一君が委員に選任されましたから、このことを申し上げておきます。

○委員長(岡崎眞一君) 次に製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案を議題として質疑を行います。

別に御発言もないようでございますが、質疑は終了いたしましたものといたしましてよろしくございませうか。

○委員長(岡崎眞一君) 異議ないものと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のあります方は、賛否を明らかにしてお述べをお願いいたします。

別に御発言もないようでありますので、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(岡崎眞一君) 異議ないものと認めます。

○委員長(岡崎眞一君) それではこれから採決に入ります。製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案を、衆議院送付の通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(岡崎眞一君) 全会一致であります。よきまして、本案は衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお本院規則第四百四条による本会議場におきまする口頭報告の内容、第七十二条により議長に提出すべき報告書

の作成等につきましては、慣例によりまして、これを委員長に御一任をお願いとうございませうが、御異議ございませんか。

○委員長(岡崎眞一君) それでは異議ないものと認め、さよう決定いたしました。

それでは委員長の報告書には多数意見者の御署名を願うことになっておりますので、順次御署名をお願いします。

多数意見者署名
岡 三郎 苦米地義三
大矢半次郎 青木 一男
西川甚五郎 青柳 秀夫
藤野 繁雄 岸 良一
土田国太郎 井村 徳二
吉田 萬次 白井 勇
木内 四郎 山本 米治

○委員長(岡崎眞一君) それでは次に、日本国有鉄道に対する政府貸付金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案を議題として質疑を行います。

○岡三郎君 きょうの資料の中に、日本国有鉄道への貸付金の償還見込みが立ちがたい理由というのがあるわけですが、この法律案の提案理由説明の中に、三月一日を昭和三十三年の四月三十日まで延期するというふうになっておるわけですが、その理由が、三月一日に一応償還期限が来ているものを、三十二年の四月三十日まで延ばすという理由を、もう少し詳しく聞かしてもらいたいと思ひます。

○政府委員(宮川新一郎君) ごもつとも御質問でございますが、あるいは国鉄公社の方から御説明があったかと思ひます。

思うのでございますが、三十一年度の予算案編成に当りまして、この借入金返済につきまして予算を計上するよう考へてみたのでございませうが、第一次再評価償却額に對しまして、損益勘定から資本勘定に繰り入れる額が不足するような状況でございまして、国鉄の経営状態から見ますと、二百九十五億という外部資本の借り入れによりまして、ようやく所要工事費がでけると、こういうような状況でござい

ます。三十一年度はどうしても返せないような状況にあるのでございませうが、来年度以降におきまして、三十一年度以降合理化計画を立てまして、できるだけ早くこの借入金の償還をいたすように私もいたしたいと思ひるのでございませうが、できれば三十一年度の初頭において返済することがもしかりにできない場合は、国会におきましてまた御審議をお願いしまして、返済期限の引き延ばしということも考へなければなりませんので、大事をとりまして、最小限三十一年度の一月分だけ余裕をとる、こういう考へ方で四月三十日といたしました次第でございませう。

○岡三郎君 現状から言つて、この償還見込みが立ちがたいという理由をよく聴くと、三十二年度になって三十億の金を償還する、償還しようという気持はいいのですけれども、その根拠は何ですか。つまり三十二年の四月三十日ということは、三十一年度は償還はむずかしい、だから三十二年の当初に當つて、一応こう書いておく。それでできないときは延ばすという御慎重な態度はわかるのですが、一応四月三十日とすれば、その根拠がなければ

いかぬわけです。その根拠を開かしてもらいたい。

○政府委員(宮川新一郎君) 三十一年度におきまして、できるだけ経営の合理化をはかりまして、予定以上の収入を上げるように努力いたしまして、できますれば三十二年度の初頭で返せるようにしたい、こういう考え方でございます。

○岡三郎君 私の言っていることは、見込みが立ちたいというのは、今言った合理化をどういうふうに進進されるかわからぬが、運賃を改正して返そうという気持があるのじゃないか、この点どうなんですか。

○政府委員(宮川新一郎君) ただいまのところ、運賃を改訂するという考え方は持っておりません。

○岡三郎君 衆議院の運輸委員会において、官房長が改訂したいということを書いてあるわけですが、国鉄は一体どう考えているのか、ほんとうに運賃改訂ということを運賃でも改訂しなければ、実際の話が、三十二年度になつて三十億の金を返したところが、また借り入れなければならぬというふうになつてくるのじゃないかと経済状況で思ふのですが、これを合理化という名前でもうけることはけつこうだと思ふ。しかし実際のところ、三十二年度で返そうというその財源というものを考えた場合には、その根拠は、私はやはり運賃の値上げでもしなければ、その目的が立たぬと思ふのだが、今のところ、あなたは改訂することは考えておりませんか、改訂しません、それは間違いないですか。

○政府委員(宮川新一郎君) 政府としては、運賃を改訂することは考えておりません。

○岡三郎君 年間を通してですか。

○政府委員(宮川新一郎君) ただいまのところ、改訂することは考えておりません。

○岡三郎君 もう少し、いずれでもかまわぬということはないけれども、いずれにしても、もう少し率直に言つてもらいたいと思ふ。合理化することによつて三十億の方途が一応何とか少しは見込みが立ちそうかというので四月三十日にしたのか。しかし一応見込みが立たぬでも返す意思表示をしておかなければ工合が悪いというので、こういうような中途半端な期限にしたのか、どつちですか。

○政府委員(宮川新一郎君) 率直に申し上げまして、後者の方でございませう。できるだけ返してもらうようにしなければならぬと思つてございませうが、今の経営状況からいいますと、なかなか困難じゃないかと思ひます。しかしながら、これをやるつもりで、でも延ばすというわけに参りませんので、一応体系をいたしましては、三十二年度の初頭において返せる最小限度の期間、こういうふうな規定にいたしておこう、こういう気持でございませう。

今日、運賃の問題につきましては、率直に申し上げますと、合理化と申しましてもいろいろな点がございませうが、やはり運賃を上げなければ、なかなかむずかしいのじゃないかと私は思ひます。しかし、これはやはり物価にはね返る問題もございませうし、いろいろな経済諸情勢を考へてやらねばならぬので、従ひまして今のところ、運賃を改訂するという考え方はなくして、一般的な経営の合理化等によつて

収支の改善をはかるように持つていく、こういう考え方でございませう。

○岡三郎君 大体今の最終的な答弁で、一応その方がよろしいと思ふわけでありませう。私たちの方は、運賃を軽々に改正する、それで三十億返していただくということについては、あなたが賛成できないけれども、しかし今の最終的な答弁で、この法案に対する要点がわかりましたので、質疑を打ち切ります。けつこうです。

○委員(岡崎眞一君) それでは他に御発言もないようでございますから、質疑は終つたものと認めてまして御異議ございませんか。

○委員(岡崎眞一君) 御異議ないものと認めます。

それでは討論に入ります。御意見のあります方は、賛否を明らかにしてお述べをお願いいたします。御発言もないようでございますから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(岡崎眞一君) 御異議ないものと認めます。

それでは採決に入ります。日本国有鉄道に対する政府貸付金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案を衆議院送付案通り可決することに賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(岡崎眞一君) 全会一致であります。よつて本案は、衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。なお、本院規則第百四条による本会

議における口頭報告の内容、第七十二条による議長に提出すべき報告書の作成等につきましては、慣例によりましてこれを委員長に御一任願ひよう存じます。御異議ございませんか。

○委員(岡崎眞一君) 御異議ないものと認めます。よつて、さうに決定いたしました。

それから委員会の報告書に多数意見者の署名を付することになっておりますので、御署名を願ひます。

多数意見者署名

岡 三郎 苦米地義三
大矢半次郎 西川基五郎
青木 一男 青柳 秀夫
藤野 繁雄 岸 良一
土田国太郎 井村 徳二
吉田 萬次 白井 勇
木内 四郎 山本 米治
前田 久吉

○委員長(岡崎眞一君) それでは次に大蔵省関係法令の整理に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

事務当局からの説明を聴取します。

○説明員(谷村裕君) さきに大蔵政務次官から提案の理由を御説明申し上げましたが、提案理由に書いてございませう、この法律の目的といたしましては、ところ、すでにもはや実体的にはほとんど意味がなくなりまして旧政府の契約の特例に関する法律を、いわば経過的に適用いたしております点で、この際やめようということでございます。実体的には、ただいま大蔵省に付属機関として残っておりますところの特定契約審査会、それを廃止するとい

うことがこの法律の効果として出てくるわけでございます。

御説明をだいたくまでさかのぼりますと、旧政府契約の特例に関する法律と申しますのは、実は昭和二十九年にいわゆる法令整理の一環として廃止されたのでございませうが、昭和二十一年でありましたか、いわゆる占領軍がまだおりまして、いろいろな調達命令をわが方に参りまして、政府においていろいろこれを調達する、しかも緊急に調達するといったような必要のために、ある種の契約、すなわち、たとえばいろいろな工事でありませうとか、荷役でありませうとか、あるいは運送でありませうとか、あるいはあるいは賠償撤去というふうなことに伴う荷作りでありませうとか、そういうようないろいろな進駐軍から言われまして、契約を政府が当事者となつて結びます際に、相手方に対してその契約金額はいずれあつて指定するといつたやうなことが一つあつたわけでありませう。そういうようなことをいまして、金額に非常に異議があるといふやうなときに、これを公正に一つ審査するといふ意味で、特定契約審査会というやうなものを、中央、地方に設けてやる建前にいたしたわけでございますが、実際問題といたしましては一件もそのやうな例はなく、無事さうな特定の契約についての事務は進行して参りまして、ほとんど占領軍が終りましたあつて、引つかりになるやうな事務もその後なしに、ずっと今日まで至つたわけでございます。

しからば昭和二十九年に法令廃止を

いたしました際に、なぜすぐにやめな

かったかと申しますと、そのころは、

まあ占領終結後二カ年程度の時期であ

りましたので、あるいはまだ引つかか

ておるものがあるいはないかという

配慮の下に、いわば経過規定として残

しておいたのでございすが、その後

二年を経まして、今日に至りまして

も、いろいろそういうような実例が起

る可能性がないと認められましたが、

で、調達庁の方とも相談いたしました

て、この際、特定契約の特例に関する

いわば経過的に残しておきました規定

は廃止しようということにいたしました

けでございす。内容は、いわばもう

過去の整理をいたしましたものなほ

経過的な規定をこの際やめようとい

ものでございまして、しごく簡単なも

のでございす。

○委員長(岡崎眞一君) 続いて御質疑

を願います。――別に御発言もないよ

うであります。質疑は終了したもの

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(岡崎眞一君) 御異議ないも

のと認めます。

それでは討論に入ります。御意見の

ある方は賛否を明らかにしてお述べを

願いたいと存じます。――別に御発言

もないようであります。討論は終局

したものと認めて御異議ございせん

か。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(岡崎眞一君) 御異議ないも

のと認めます。

それでは討論に入ります。御意見の

ある方は賛否を明らかにしてお述べを

願いたいと存じます。――別に御発言

もないようであります。討論は終局

したものと認めて御異議ございせん

か。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(岡崎眞一君) 御異議ないも

のと認めます。

それでは採決に入ります。

大蔵省関係法令の整理に関する法律

の一部を改正する法律案を原案通り

可決することに賛成の方の挙手を願

います。

【賛成者挙手】

○委員長(岡崎眞一君) 全会一致でこ

と決まりました。よって本案は原案通り可決

すべきものと決定いたしました。

なお本院規則第四十四条による本会議

における口頭報告の内容、第七十二条

により議長に提出すべき報告書の作成

等につきましては、慣例によりまして

委員長に御一任願いたいと存じます

が、御異議ございせんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(岡崎眞一君) 御異議ないも

のと認めます。よってさように決定い

たしました。

それから委員会報告書に多数意見

者の署名を付することになっておりま

すので、順次御署名を願います。

多数意見者署名

岡 三郎 苦米地義三

大矢半次郎 西川甚五郎

青木 一男 青柳 秀夫

藤野 繁雄 岸 良一

土田国太郎 井村 徳二

吉田 萬次 白井 勇

木内 四郎 山本 米治

前田 久吉

○委員長(岡崎眞一君) 速記をとめ

て。

【速記中止】

○委員長(岡崎眞一君) 速記をつけて

次に在外公館等借入金の返済の準備

に関する法律を廃止する法律案を議題

といたします。

事務当局から補足説明を聴取いたし

ます。

○説明員(谷村裕君) この法律の目的

は、先ほど御説明申し上げました特定

契約審査会を廃止するのとはほとんど同

じ意味において、大蔵省に付属機関と

して設置されております在外公館等

借入金評価審査会、これをなくすこと

が実体的な効果でございす。と申し

ますのは、例の海外におられまして終

戦とともに内地に引き揚げられた方々

が、実は外地におられた際に、いわゆ

る在外公館、領事館あるいは大使館そ

ういったところにお金をお預けになっ

た、あるいはこれを在外公館の方が借

り入れるという形もとったわけござ

います。そしてそれを日本に帰っ

たら払うというふうなお約束があっ

て、それがいわゆる在外公館借入金問

題としていろいろむずかしい問題を起

したことは御高承の通りでございす

が、ともかく昭和二十六年度中に在外

公館借入金等の返済をやるということ

で法律も作りまして、そしてそれから

ずっとやって参りまして、去年一ぱい

で大体在外公館借入金返済の事務と

いうのが済んだわけでございます。こ

れらは去年あたりまでいろいろござ

いました。いわゆる外地から引き揚げて来

られた方々のいろいろな債権債務の支

払いという問題のいわば先駆をなした

問題でございす。これもよく御承

知のことかと存じます。昨年一ぱいで

本件についての諸般の事務は終了いた

しましたので、そこで、この法律をそれ

自身をも廃止して差しつかえないとい

うことになったわけでございます。実

体的効果は先ほど申し上げました通り、

在外公館借入金評価審査会でありま

す。これが大蔵省の付属機関からなくな

るということになるわけでございます。

○委員長(岡崎眞一君) 質疑を行います。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(岡崎眞一君) 御異議ないも

のと認めます。

それでは採決に入ります。

大蔵省関係法令の整理に関する法律

の一部を改正する法律案を原案通り

可決することに賛成の方の挙手を願

います。

【賛成者挙手】

○委員長(岡崎眞一君) 全会一致であ

ります。よって本案は原案通り可決す

べきものと決定いたしました。

なお本院規則第四十四条による本会議

における口頭報告の内容、第七十二条

により議長に提出すべき報告書の作成

等につきましては、慣例によりまして

これを委員長に御一任願いたいとござ

います。御異議ございせんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(岡崎眞一君) 御異議ないも

のと認めます。さよう決定いたしま

す。なお、委員会の報告書に多数意見

者の御署名をすることになっておりま

すので、本案を可とせられた方は順次

御署名をお願い申し上げます。

多数意見者署名

岡 三郎 苦米地義三

大矢半次郎 西川甚五郎

青木 一男 青柳 秀夫

藤野 繁雄 岸 良一

土田国太郎 井村 徳二

吉田 萬次 白井 勇

木内 四郎 山本 米治

前田 久吉

○委員長(岡崎眞一君) 本日はこの程

度で委員会は散会いたします。次回は

二月二十三日午後一時から開会いた

します。

午前十一時三十六分散会

二月十日予備審査のため本委員会に左

の案件を付託された。

一、国際金融公社への加盟に伴う措

置に関する法律案

五

昭和三十一年二月十六日【参議院】

第五部 大蔵委員会会議録第三号

十年度において、一般会計から、六千三百五十万円を限り、漁船再保険特別会計の給与保険勘定に繰り入れることができる。

この法律は、公布の日から施行する。

附則

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案

第五部 大蔵委員会会議録第三号

二分の一に相当する」を削る。

第七條の六第一項第一号中「日本政府において」を「日本国と外国との間に締結された賠償に関する条約に基づき日本国政府又は外国政府により」改める。

第二十六條第一項中「昭和三十一年三月三十一日」を「昭和三十四年三月三十一日」に改める。

第二條 有価証券取引税法（昭和二十八年法律第百二二號）の一部を次のように改正する。

第十條中「万分の三」を「万分の二」に改める。

第三條 登録税法（明治二十九年法律第二十七號）の一部を次のように改正する。

第六條第一項第十一号ただし書中「北海道拓殖債券、興業債券、勸業債券、台湾拓殖債券、東洋拓殖債券、北支開發債券」を削り、「鉱業開發債券又ハ樺太開發債券」を「又ハ長期信用銀行法ニ依り発行スル債券」に改める。

附則

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

2 改正後の租税特別措置法第五條の十二の規定は、法人の昭和三十一年四月一日以後に開始する事業年度の法人税について適用し、法人の同日前に開始する事業年度の法人税については、なお従前の例による。

3 改正後の有価証券取引税法第十條の規定は、昭和三十一年四月一日以後の譲渡に係る有価証券取引税に適用し、同日前の譲渡に係る有価証券取引税については、なお従前の例による。

附則

1 日以後の譲渡に係る有価証券取引税に適用し、同日前の譲渡に係る有価証券取引税については、なお従前の例による。

附則

昭和三十一年二月十六日【参議院】

日以後の譲渡に係る有価証券取引税に適用し、同日前の譲渡に係る有価証券取引税については、なお従前の例による。

附則

1 日以後の譲渡に係る有価証券取引税に適用し、同日前の譲渡に係る有価証券取引税については、なお従前の例による。

附則

1 日以後の譲渡に係る有価証券取引税に適用し、同日前の譲渡に係る有価証券取引税については、なお従前の例による。

附則

1 日以後の譲渡に係る有価証券取引税に適用し、同日前の譲渡に係る有価証券取引税については、なお従前の例による。

附則

1 日以後の譲渡に係る有価証券取引税に適用し、同日前の譲渡に係る有価証券取引税については、なお従前の例による。

附則

1 日以後の譲渡に係る有価証券取引税に適用し、同日前の譲渡に係る有価証券取引税については、なお従前の例による。

附則

1 日以後の譲渡に係る有価証券取引税に適用し、同日前の譲渡に係る有価証券取引税については、なお従前の例による。

附則

十一日（大豆にあつては、同日以前で政令で定める日）に改め、同項を附則第十三項とし、附則第九項の次に次の三項を加える。

10 法の別表に掲げる物品のうち、政令で定める原子力の研究の用に供されるもの（新規の発明に係るもの又は本邦において製作することとが困難と認められるものに限る。）については、政令で定めるところにより、昭和三十三年三月三十一日までに輸入され、その輸入の許可の日から二年以内に当該研究の用に供されないもの

附則

1 日以後の譲渡に係る有価証券取引税に適用し、同日前の譲渡に係る有価証券取引税については、なお従前の例による。

附則

1 日以後の譲渡に係る有価証券取引税に適用し、同日前の譲渡に係る有価証券取引税については、なお従前の例による。

附則

1 日以後の譲渡に係る有価証券取引税に適用し、同日前の譲渡に係る有価証券取引税については、なお従前の例による。

附則

1 日以後の譲渡に係る有価証券取引税に適用し、同日前の譲渡に係る有価証券取引税については、なお従前の例による。

附則

1 日以後の譲渡に係る有価証券取引税に適用し、同日前の譲渡に係る有価証券取引税については、なお従前の例による。

附則

附則

のに限り、その関税を免除する。

11 前項の規定により関税の免除を受けた物品をその輸入の許可の日から二年以内に同項に規定する用途以外の用途に供した場合においては、同項の規定により免除を受けた関税を、直ちに徴収する。ただし、政令で定めるところにより同種の他の研究の用途に供した場合は、この限りでない。

12 附則第七項の規定は、前項の規定により関税を徴収する場合について準用する。

附則

1 日以後の譲渡に係る有価証券取引税に適用し、同日前の譲渡に係る有価証券取引税については、なお従前の例による。

附則

1 日以後の譲渡に係る有価証券取引税に適用し、同日前の譲渡に係る有価証券取引税については、なお従前の例による。

附則

1 日以後の譲渡に係る有価証券取引税に適用し、同日前の譲渡に係る有価証券取引税については、なお従前の例による。

附則

1 日以後の譲渡に係る有価証券取引税に適用し、同日前の譲渡に係る有価証券取引税については、なお従前の例による。

附則

1 日以後の譲渡に係る有価証券取引税に適用し、同日前の譲渡に係る有価証券取引税については、なお従前の例による。

附則

二月十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は二月一日）

一、日本国有鉄道に対する政府貸付金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は二月六日）

二月十四日予備審査のため本委員会に左の案件を付託された。

一、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案
一、余剰農産物資金融通特別会計法の一部を改正する法律案

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案
交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案

交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第五条の規定による一般会計への繰入金」を削る。

第四条中「百分の二十二」を「百分の二十五」に改める。

第五条を次のように改める。

附則
この法律は、公布の日から施行し、改正後の第三条から第五条までの規定は、昭和三十一年度分の予算から適用する。

余剰農産物資金融通特別会計法の一部を改正する法律案

余剰農産物資金融通特別会計法の一部を改正する法律

余剰農産物資金融通特別会計法（昭和三十年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「借入資金の償還金及び利子」の下に「一時借入金の利子」を加える。

第十二条の見出しを「借入資金の負担」に改め、同条第二項を削る。

第十四条を第十六条とし、第十三条を第十五条とし、第十二条の次に次の二条を加える。

（一時借入金）
第十三条 この会計において、支払上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をすることが出来る。

2 前項の規定による一時借入金は、当該年度内に償還しなければならない。

3 第一項の規定による一時借入金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならぬ。

（国債整理基金特別会計への繰入）
第十四条 借入資金の償還金及び利子、前条第一項の規定による一時借入金の利子並びに借入資金の償還に関する諸費の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

附則
この法律は、公布の日から施行し、改正後の第三条、第十三条及び第十四条の規定は、昭和三十一年度分の予算から適用する。

附則
この法律は、公布の日から施行し、改正後の第三条、第十三条及び第十四条の規定は、昭和三十一年度分の予算から適用する。